

会計制度委員会報告等の訂正とお詫び

- 会計制度委員会報告第 2 号「自己株式の会計処理及び表示」
- 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」
- 金融商品会計に関する Q & A
- 退職給付会計に関する Q & A

標記の会計制度委員会報告等につきまして、字句・書式に誤りがございましたので、お詫び申し上げます。

訂正箇所は下記のとおりです。

記

○ 会計制度委員会報告第 2 号「自己株式の会計処理及び表示」

正	誤
平成12年 3 月31日改正（新、本）※	
（改正の日付） 平成 7 年 4 月17日 改正 平成10年 7 月 6 日 最終改正 平成12年 3 月31日	（改正の日付） 平成 7 年 4 月17日 最終改正 平成12年 3 月31日

※ （ ） 内の「新」は「新旧対照表」、「本」は「改正後本文」を表し訂正の対象を意味する。以下同じ。

○ 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

正	誤
平成 21 年 6 月 9 日改正（本）及び平成 22 年 1 月 13 日改正（本）	
（第 40 項の第 2 段落） ・・・（略）また、在外子会社が在外孫会社を有し、在外子会社が在外孫会社を連結する場合、在外子会社の在外孫会社投資から発生するのれん又は負ののれんは在外孫会社の現地通貨で把握し、在外子会社が現地通貨により連結財務諸表を作成する段階で在外孫会社に係るのれんは決算時の為替相場により換算され、のれん償却額については原則として期中平均相場により換算されることになる。 〔設例11〕 〔設例12〕 〔設例13〕	（第 40 項の第 2 段落） ・・・（略）また、在外子会社が在外孫会社を有し、在外子会社が在外孫会社を連結する場合、在外子会社の在外孫会社投資から発生するのれん又は負ののれんは在外子会社の現地通貨で把握し、在外子会社が現地通貨により連結財務諸表を作成する段階で在外孫会社に係るのれんは決算時の為替相場により換算され、のれん償却額については原則として期中平均相場により換算されることになる。 〔設例11〕 〔設例12〕 〔設例13〕
（第 72-2 項の第 2 段落） これに対し、在外子会社の個別財務諸表上の資本は支配獲得時の為替相場により換算することから、評価差額の換算もこれに従うこととなる。（略）・・・	（第 72-2 項の第 2 段落） これに対し、在外子会社の個別財務諸表上の資本は、 <u>株式取得日ごとの為替相場により換算し、全面時価評価法を採用している場合には、支配獲得時の為替相場により換算することから、評価差額の換算もこれに従うこととなる。（略）・・・</u>

正	誤												
平成 21 年 6 月 9 日改正（本）													
（設例12） ・ のれんの償却 S 社の支配獲得日（X 1 年 3 月 31 日）に外貨で把握されたのれん 40.8 ドルについて、10 年間で定額法により償却を行う。	（設例12） ・ のれんの償却 S 社の支配獲得日（X 1 年 3 月 31 日）に外貨で把握されたのれん 40.8 ドルについて、10 年間で定額法により償却を行う <u>（年間 408）</u>。												
平成 22 年 1 月 13 日改正（本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）													
（設例 13） ・ 為替換算調整勘定の分析 <table><tr><td>① 4,480</td><td>② 784</td><td>③ 2,256</td></tr><tr><td colspan="2">④ <u>2,013.55</u></td><td></td></tr></table> 当初取得持分 追加取得持分 少数株主持分 （売却後） （売却後） （売却後） 70% 30%	① 4,480	② 784	③ 2,256	④ <u>2,013.55</u>			（設例 13） ・ 為替換算調整勘定の分析 <table><tr><td>① 4,480</td><td>② 784</td><td>③ 2,256</td></tr><tr><td colspan="2">④ <u>2,103.55</u></td><td></td></tr></table> 当初取得持分 追加取得持分 少数株主持分 （売却後） （売却後） （売却後） 70% 30%	① 4,480	② 784	③ 2,256	④ <u>2,103.55</u>		
① 4,480	② 784	③ 2,256											
④ <u>2,013.55</u>													
① 4,480	② 784	③ 2,256											
④ <u>2,103.55</u>													

○ 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

正	誤
平成 19 年 3 月 29 日改正（新、本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（新、本）、平成 21 年 4 月 14 日改正（新、本）、平成 22 年 9 月 3 日改正（新、本）及び平成 23 年 1 月 12 日改正（新、本）	
（改正の日付） 削除	（改正の日付） 改正 平成 13 年 4 月 25 日
平成 13 年 1 月 17 日改正（本）、平成 19 年 3 月 29 日改正（本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）、平成 21 年 4 月 14 日改正（本）、平成 22 年 9 月 3 日改正（本）及び平成 23 年 1 月 12 日改正（本）	
（設例 6） 連結財務諸表規則第 15 条の 5 第 1 項の規定によると、税効果会計を適用したときは、次の事項を注記することとされているが、そのうちの①と②の注記例を示すと、以下のとおりである。	（設例 6） 連結財務諸表等規則第 15 条の 5 第 1 項の規定によると、税効果会計を適用したときは、次の事項を注記することとされているが、そのうちの①と②の注記例を示すと、以下のとおりである。

○ 会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」

正	誤
平成 21 年 6 月 9 日改正（新、本）及び平成 23 年 1 月 12 日改正（本）	
（第 7 項の第 2 段落） ・・・（略）なお、支配を獲得したとみなした日は、企業結合の<u>主要条件が合意</u>されて公表された日以降としなければならない（企業結合・事業分離等適用指針第 117 項参照）。	（第 7 項の第 2 段落） ・・・（略）なお、支配を獲得したとみなした日は、企業結合の合意公表日以降としなければならない（企業結合・事業分離等適用指針第 117 項参照）。
（第 8 項の第 1 段落） 資本連結手続において<u>子会社の資本と相殺</u>消去される親会社の子会社に対する投資額は、支配獲得日の時価によるものとされている（連結会計基準第 23 項 (1) 参照）。（略）・・・	（第 8 項の第 1 段落） 資本連結手続において相殺消去される親会社の子会社に対する投資額は、支配獲得日の時価によるものとされている（連結会計基準第 23 項 (1) 参照）。（略）・・・
平成 21 年 6 月 9 日改正（本）及び平成 23 年 1 月 12 日改正（本）	
（第 41 項の第 1 段落） 支配獲得後に子会社株式の全部又は一部を売却した場合、連結財務諸表上の売却簿価	（第 41 項の第 1 段落） 支配獲得後に子会社株式の全部又は一部を売却した場合、連結財務諸表上の売却簿価

正	誤																		
は、個別財務諸表上の投資の売却簿価ではなく、子会社 <u>の</u> 資本の親会社持分額のうち売却した株式に対応する部分（以下「売却持分」という。）とのれん未償却額のうち売却した株式に対応する部分との合計額（差引額）となるため、この金額と個別財務諸表上の売却簿価との差額を個別財務諸表に計上した子会社株式売却損益の修正として処理する。	は、個別財務諸表上の投資の売却簿価ではなく、子会社資本の親会社持分額のうち売却した株式に対応する部分（以下「売却持分」という。）とのれん未償却額のうち売却した株式に対応する部分との合計額（差引額）となるため、この金額と個別財務諸表上の売却簿価との差額を個別財務諸表に計上した子会社株式売却損益の修正として処理する。																		
平成21年6月9日改正（新、本）及び平成23年1月12日改正（本）																			
（第54項） ・投資と資本との相殺消去及び少数株主持分への振替 〔連結会計基準注6〕	（第54項） ・投資と資本との相殺消去及び少数株主持分への振替 〔連結会計基準<u>注解</u>6〕																		
平成10年5月12日公表（本）、平成16年4月6日改正（本）、平成18年5月19日改正（新）、平成19年3月29日改正（本）、平成20年3月25日改正（本）、平成21年6月9日改正（新、本）及び平成23年1月12日改正（本）																			
（設例5） a. S社修正後貸借対照表（X3年3月31日） ○ S社修正後貸借対照表 X3年3月31日 <table><tr><td>資 産 *1,900</td><td>負 債 500</td><td rowspan="4">* 1,400+500=1,900</td></tr><tr><td></td><td>資本金 500</td></tr><tr><td></td><td>繰越利益剰余金 400</td></tr><tr><td></td><td>評価差額 500</td></tr></table>	資 産 *1,900	負 債 500	* 1,400+500=1,900		資本金 500		繰越利益剰余金 400		評価差額 500	（設例5） a. S社修正後貸借対照表（X3年3月31日） ○ S社修正後貸借対照表 X3年3月31日 <table><tr><td>資 産 *1,900</td><td>負 債 500</td><td>*<u>1</u> 1,400+500=1,900</td></tr><tr><td></td><td>資本金 500</td></tr><tr><td></td><td>繰越利益剰余金 400</td></tr><tr><td></td><td>評価差額 500</td></tr></table>	資 産 *1,900	負 債 500	* <u>1</u> 1,400+500=1,900		資本金 500		繰越利益剰余金 400		評価差額 500
資 産 *1,900	負 債 500	* 1,400+500=1,900																	
	資本金 500																		
	繰越利益剰余金 400																		
	評価差額 500																		
資 産 *1,900	負 債 500	* <u>1</u> 1,400+500=1,900																	
	資本金 500																		
	繰越利益剰余金 400																		
	評価差額 500																		
平成21年6月9日改正（本）及び平成23年1月12日改正（本）																			
（設例11） 連結会計基準の適用に伴い部分時価評価法から全面時価評価法に変更する場合	（設例11） 連結会計基準の適用に伴い部分時価評価法から全面時価評価法に<u>を</u>変更する場合																		

○ 会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」

正	誤
平成 21 年 6 月 9 日改正（本）及び平成 23 年 1 月 12 日改正（本）	
（第 3 項の第 2 段落） 持分法の具体的な適用範囲については、関連府令及び監査・保証実務委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等」に係る監査上の取扱い」に基づいて判定する。	（第 3 項の第 2 段落） 持分法の具体的な適用範囲については、関連府令及び監査・保証実務委員会報告第 52 号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」に基づいて判定する。
（第 9 項の第 1 段落） 投資会社の投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額は<u>のれん</u>又は負の<u>のれん</u>とし、<u>のれん</u>は投資に含めて処理される（持分法基準第 11 項）。	（第 9 項の第 1 段落） 投資会社の投資日における投資と、<u>これ</u>に対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額は、<u>のれん</u>又は負の<u>のれん</u>とし、<u>のれん</u>は投資に含めて処理される（持分法基準第 11 項）。

○ 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

正	誤
平成 10 年 12 月 22 日公表（本）、平成 13 年 1 月 17 日改正（本）、平成 19 年 3 月 29 日改正（新、本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）、平成 21 年 4 月 14 日改正（本）、平成 22 年 9 月 3 日改正（本）及び平成 23 年 1 月 12 日改正（本）	
（設例 1） 1－5. 圧縮記帳 ・・・（略）X 2 年以降 10 年間にわたり毎期 固定資産圧縮積立金を 100 <u>づ</u> つ取り崩すものとして、当該取崩高を課税所得に加算する。	（設例 1） 1－5. 圧縮記帳 ・・・（略）X 2 年以降 10 年間にわたり毎期 固定資産圧縮積立金を 100 <u>づ</u> つ取り崩すものとして、当該取崩高を課税所得に加算する。

○ 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」

正	誤
平成 12 年 1 月 31 日公表（本）、平成 13 年 7 月 3 日改正（本）、平成 17 年 2 月 15 日改正（本）、平成 18 年 4 月 27 日改正（本）、平成 18 年 10 月 20 日改正（本）、平成 19 年 7 月 4 日改正（新、本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）、平成 21 年 6 月 9 日改正（本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）	
（第 247 項の第 1 段落） 指名債権の譲渡は、民法第 467 条により、譲渡人が債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、これをもって債務者その他の第三者に対抗することをできないとし、当該通知又は承諾は確定日付のある証書をもってしなければ債務者以外の第三者に対抗することをできないとしている。（略）・・・	（第 247 項の第 1 段落） 指名債権の譲渡は、民法第 467 条により、譲渡人が債務者に通知し又は債務者がこれを承諾しなければ、これをもって債務者その他の第三者に対抗することをできないとし、当該通知又は承諾は確定日付ある証書をもってしなければ債務者以外の第三者に対抗することをできないとしている。（略）・・・
平成 12 年 1 月 31 日公表（本）、平成 13 年 7 月 3 日改正（本）、平成 17 年 2 月 15 日改正（本）、平成 18 年 4 月 27 日改正（本）、平成 18 年 10 月 20 日改正（本）、平成 19 年 7 月 4 日改正（本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）、平成 21 年 6 月 9 日改正（本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）	
（第 329 項） ・・・（略）当該取引を行わないことが企業に不利益をもたらさない場合には、他の判断要素（過去の取引実績、数量、期間等）を十分に吟味し、当該予定取引の実行可能性を判断すべきこととした。	（第 329 項） ・・・（略）当該取引を行わないことが企業に不利益をもたらさない場合には、他の判断要素（過去の取引実績実績、数量、期間等）を十分に吟味し、当該予定取引の実行可能性を判断すべきこととした。
平成 12 年 1 月 31 日公表（本）、平成 13 年 7 月 3 日改正（本）、平成 13 年 7 月 3 日一部修正（本）、平成 17 年 2 月 15 日改正（本）、平成 18 年 4 月 27 日改正（本）、平成 18 年 10 月 20 日改正（本）、平成 19 年 7 月 4 日改正（本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）	
（設例 15） 1. 前提条件 返済条件：X 7 年 3 月 31 日から X 11 年 3 月 31 日までの毎 3 月 31 日に 200 <u>づ</u> つを金利とともに返済する。	（設例 15） 1. 前提条件 返済条件：X 7 年 3 月 31 日から X 11 年 3 月 31 日までの毎 3 月 31 日に 200 <u>づ</u> つを金利とともに返済する。
平成 12 年 1 月 31 日公表（本）、平成 13 年 7 月 3 日改正（本）、平成 13 年 7 月 3 日一部修正（本）、平成 17 年 2 月 15 日改正（本）、平成 18 年 4 月 27 日改正（本）、平成 18 年 10 月 20 日改正（本）、平成 19 年 7 月 4 日改正（本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）、平成 21 年 6 月 9 日改正（本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）	
（設例 17） 2. ヘッジ有効性の判定 5 月 1 日 <u>2.38%-2.2%=0.18%</u> 3.425%-3.215%=0.21% 0.18%/0.21%=85% 有効	（設例 17） 2. ヘッジ有効性の判定 5 月 1 日 <u>2.38%-2.2%=0.18%</u> 3.425%-3.215%=0.21% 0.18%/0.21%=85% 有効

○ 金融商品会計に関するQ & A

正	誤
平成 12 年 9 月 14 日公表（本）、平成 13 年 7 月 3 日改正（本）、平成 17 年 2 月 15 日改正（本）、平成 18 年 10 月 20 日改正（新、本）、平成 19 年 7 月 4 日改正（本）、平成 19 年 11 月 6 日改正（本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）	
（Q27） Q27：消費貸借型の有価証券の貸借で償還日に現金をもって返還する取決めをしている貸手の会計処理はどのようにするのですか。	（Q27） Q27：消費貸借型の有価証券の貸借で償還日に現金をもって返還する取決めをしている貸手の会計処理はどのようにするのですか。
平成 12 年 9 月 14 日公表（本）、平成 13 年 7 月 3 日改正（本）、平成 17 年 2 月 15 日改正（本）、平成 18 年 4 月 27 日改正（新）、平成 18 年 10 月 20 日改正（本）、平成 19 年 7 月 4 日改正（本）、平成 19 年 11 月 6 日改正（本）、平成 20 年 3 月 25 日改正（新、本）、平成 21 年 6 月 9 日改正（新、本）及び平成 23 年 3 月 29 日改正（本）	
（Q75） 3．少数株主損益等の計上 S 社純資産の当期増加額のうち少数株主持分額を計上する。	（Q75） 3．少数株主 持分 損益等の計上 S 社純資産の当期増加額のうち少数株主持分額を計上する。

○ 退職給付会計に関するQ & A

正	誤
平成17年 3 月16日改正（本）	
（改正の日付） 平成12年 1 月19日 <u>改正 平成16年10月 4 日</u> 最終改正 平成17年 3 月16日	（改正の日付） 平成12年 1 月19日 最終改正 平成17年 3 月16日
平成21年 2 月17日改正（新、本）	
（改正の日付） 平成12年 1 月19日 <u>改正 平成16年10月 4 日</u> 改正 平成17年 3 月16日 最終改正 平成21年 2 月17日	（改正の日付） 平成12年 1 月19日 改正 平成17年 3 月16日 最終改正 平成21年 2 月17日

以 上